

令和8年度 四條畷市友好都市交流事業補助金募集要項

1. 四條畷市友好都市交流事業補助金について

四條畷市内に所在する団体が行う三重県紀北町との友好都市交流事業に要する経費の一部を市が補助することにより、両市町間交流の活性化を図り、もって住民福祉の向上に資することを目的としています。

2. 留意事項

本補助事業は、令和8年4月以降、速やかに事業が開始できるようにするために当該補助金に係る市の予算成立前に募集の手続きを行うものです。したがって、予算成立が前提であり令和8年度当初予算内容によっては、補助の内容や補助申請の採否等に変更が生じる場合があり得ることを予めご了承のうえ、ご応募ください。

3. 対象となる団体

次の要件すべてに該当する団体、又は市長が特に認めた団体が対象となります。

- (1) 四條畷市内に主たる事務所又は四條畷市内に主たる活動拠点があるもの
- (2) 四條畷市内在住又は在勤、若しくは在学をしている5人以上の構成員がいるもの
- (3) 令和8年4月1日現在において、1年以上の活動実績があり、次年度以降も継続して活動する見込みがあるもの

4. 対象事業

四條畷市内に所在する団体が前記目的のために行う交流事業で、次のいずれかに該当する事業が対象です。ただし、当該事業の参加人数は5人以上とします。

- (1) スポーツ活動又は文化的活動による親善事業
- (2) 住民への友好都市の啓発事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

対象とならない事業

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれのある事業
- (3) 観光、飲食を主たる内容とする事業
- (4) 他の補助金(紀北町宿泊施設利用補助要綱に基づく補助金を除く。)等の交付を受けて行う事業

5. 対象となる経費

経費項目	内 容
1 旅費	宿泊費、宿泊に伴う夕・朝食代（夕・朝食代が宿泊費に含まれない場合は、夕・朝食を自炊した際の食材費に限る。）、交通費（タクシー代は除く。）、通行料等
2 燃料費	ガソリン代、軽油代等
3 使用料、貸借料	貸切バス等車両貸借に係る費用、会場使用料、用品のレンタル料等
4 講師等謝金	講師等への謝礼等（申請者の構成員に対して支払うものは除く。） ※ただし、金銭による支給に限る
5 通信費	資料等の送料、切手代等（電話回線使用料、インターネット接続料等は除く。）
6 印刷費	資料等の印刷費等
7 消耗品費	交流事業を行う上で直接必要となる物品費、使用可能期間が短い消耗品（用紙、文具、参加賞等）の購入費（自炊する際に必要となる食器類や炭、カセットボンベ等の購入費を除く。）
8 その他市長が必要と認める経費	※個別判断

※宿泊費の1人1日当たりの補助対象経費の上限は、7千円に消費税を加えた金額とします。

※夕・朝食代が宿泊費に含まれない場合は、夕・朝食を自炊した際の食材費は補助対象経費となりますが、1人1日当たりの補助対象経費の上限は、食材費と宿泊費を合算して7千円に消費税を加えた金額とします。

※交流事業について、紀北町宿泊施設利用補助要綱に基づき宿泊費の補助を受ける場合の宿泊費の補助対象経費の額は、次の算式により算定した額とします。

$$\boxed{\text{算式}} \quad A - (B \times 2)$$

A: 交流事業に係る宿泊費（1人1日当たりの補助対象経費の上限については、上記の規定を準用する。）の総額

B: 交流事業について、紀北町宿泊施設利用補助要綱に基づき宿泊費の補助を受ける総額

対象とならない経費

経費項目	内 容
1 固定資産又は備品の取得費又は整備費	土地、機械、テレビ、パソコン、机、椅子等の購入費又は整備費
2 懇親会費、接待費その他飲食費	懇親会費、打ち上げ代、弁当代、飲料代（お酒、ジュース、スポーツ飲料、牛乳、お茶、水、氷等）、菓子代、お土産代等
3 その他	領収書がない等支出の根拠が確認できない経費及び補助金を支出することが適当でないと認められる経費

6. 対象となる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施される事業が対象です。

7. 補助金の額

- (1) 補助金の額は、単年度ごとに予算の範囲内で定めるものとします。
- (2) 次の事業の区分に応じ、各号に定める額を上限とします。
 - (ア) 紀北町を訪問して行う事業 30万円
 - (イ) 四條畷市で受け入れて行う事業 10万円
- (3) 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内に相当する額とします。
- (4) 複数の団体に補助金を交付する場合の補助金の額は、事業区分の上限額に基づき、予算の範囲内において支出します。
- (5) 補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとします。

※補助対象団体が多数の場合、審査の結果、申請額を減額し交付することがあります。
また、交付決定通知書にて通知した補助額はあくまでも上限額であり、実際の補助額については、予算の範囲内で定めることから予算内容によっては、通知後に調整する可能性がある旨、予めご了承ください。

8. 申請方法

(1) 提出書類

次の書類を提出してください。

- (ア) 四條畷市友好都市交流事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (イ) 四條畷市友好都市交流事業計画書(様式第2号)
- (ウ) 収支予算書(様式第3号)
- (エ) 団体に関する調書(様式第4号)
- (オ) その他市長が必要と認める書類(団体の会則等)

(2) 提出方法

- (ア) 持参による提出
四條畷市役所東別館1階 地域振興課
平日 8:45~17:15
- (イ) 郵送による提出
〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号
四條畷市役所 市民生活部 地域振興課 宛
- (ウ) オンラインによる提出
<https://logoform.jp/form/oZYA/198015>
※右記QRコードから提出可



(3) 受付期間

令和8年2月12日(木)10:00~令和8年3月12日(木)17:00

(郵送もしくはオンラインの場合、3月11日(水)必着

※当課で申請内容を確認する必要があるため。)

(4) 注意事項

- ・補助金の申請は、単年度ごとに1団体につき1事業に限ります。
- ・他団体との共催の場合も、1団体として取り扱います。
- ・前年度補助金の交付を受けた団体は、申請することができません。
- ・郵送もしくはオンラインにより申請する場合は、当課で申請内容を確認後、不備等がない場合に限り、受付完了となります。提出後は必ず当課宛に受付状況の確認をしてください。

9. 審査の基準

次の基準に従って審査します。

- (1) 公益性 (事業の成果を多くの市民が受けることができるか。特定の個人の利益にならないか)
- (2) 計画性 (事業の目的・目標・効果が明確で、具体的な事業であるか)
- (3) 継続性 (一過性ではなく、次年度以降の広がりがあるか)
- (4) 妥当性 (経費が適正に積算され、妥当であるか)

10. 補助金の決定

審査の結果、補助金を交付する旨の決定をしたときは、補助金交付決定額(上限額)を四條畷市友好都市交流事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知します。(※令和8年4月1日以降)

11. 事業の変更・中止等

交付決定を受けた交流事業の計画変更・中止・廃止については、四條畷市友好都市交流事業計画(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を提出してください。

なお、当初の交流事業の計画から相当の変更がある場合及び当初の総事業費から10%以上減額が生じる場合は、必ず上記様式第6号を提出してください。また、交流事業の計画等を変更した場合の補助金の額は、当該変更前(当初)の補助金交付決定額を超えることはできません。

12. 事業終了後の報告

事業終了後30日以内又は令和9年3月31日(水)のいずれか早い期日に次の書類を提出してください。

- (1) 提出物
 - (ア) 四條畷市友好都市交流事業実績報告書(様式第7号)
 - (イ) 事業成果報告書(様式第8号)
 - (ウ) 収支精算書(様式第9号)
 - (エ) 写真等1部(事業の成果物として)

(オ)補助対象経費の支出を証明する書類(領収書等の写し)

(カ)その他市長が必要と認める書類

(2)報告方法

(ア)持参による報告

四條畷市役所東別館1階 地域振興課

平日 8:45~17:15

(イ)郵送による報告

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号

四條畷市役所 市民生活部 地域振興課 宛

(ウ)オンラインによる報告

<https://logoform.jp/form/oZYA/208513>

※右記QRコードからで提出可



(3)注意事項

- ・持参により提出した場合は提出時、郵送もしくはオンラインにより提出した場合は後日内容を確認させていただきます。
- ・郵送もしくはオンラインで報告する場合の報告期日は**必着**ですので、ご注意ください。

13. 補助金の確定と交付

報告に基づき、四條畷市友好都市交流事業補助金確定通知書(様式第10号)を通知しますので、通知日から2週間以内に、四條畷市友好都市交流事業補助金交付請求書(様式第11号)を提出してください。(郵送提出可)提出確認後、補助金振込の手続きを行います。

※実際にかかった経費を当初交付決定した補助率で算定し直し、補助金交付決定額の範囲内で交付します。

14. その他

当該補助金の交付にあたっては、この要項の他、「四條畷市友好都市交流事業補助金交付要綱」の各規定に基づくものとする。

15. 申請から交付までの流れ

内 容	日 程
地域振興課へ申請に係るご相談、ご質問	申請まで
申請書等提出	令和8年2月12日(木)10時~3月13日(金)17時 ※郵送もしくはオンラインの場合、3月12日(木)必着
補助事業及び補助予定金額の交付決定通知	令和8年4月1日(水)以降
交付決定に基づく事業の実施	交付決定の日~

実績報告書等提出	事業終了後30日以内または令和9年3月31日(水)の <u>いずれか早い期日</u>
補助金確定額の通知	実績報告書等收受から約1週間後
補助金の請求書の提出	確定通知日から2週間以内
補助金の振込	請求書收受日から30日以内又は令和9年4月30日 (金・予定)の <u>いずれか早い期日</u>

16. 広報についてのお願い

紀北町との交流事業推進及び当補助金の周知啓発のため、事業成果報告書の内容や写真などを広報・ホームページ等に掲載させていただくことがあります(氏名や住所等の個人情報を除く)。そのため、提出いただく写真については、肖像権等に配慮し、あらかじめ参加者に許可を得るなどの対応をお願いします。

17. 注意事項

- ・申請の際には、書類の修正に時間を要することがありますので、余裕を持って申請してください。
- ・申請書類の写しは必ず保管してください。
- ・補助対象経費に係る領収書は必ず受領し、保管してください。領収書がない場合は、補助金の支払いができません。
- ・下見に係る経費は、補助対象経費になりません。
- ・申請書を提出する前に、必ず紀北町側の団体と調整してください。
- ・交流に係る調整は両市町団体間で行ってください。
- ・交流事業が実施されない場合は、いかなる理由(キャンセル料の発生等)があっても、補助金の支払いはできません。事業中止に至るまでの準備経費についても同様です。

<お問合せ先>

当補助金に関するご相談や申請書の記入方法等のご質問など、お気軽にお問い合わせください。

四條畷市役所 市民生活部 地域振興課
〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号
電話 072-877-2121(代)／0743-71-0330(代)
平日 8:45～17:15